

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく  
津軽保健生活協同組合 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：男性職員が育児に参加しやすい環境を整える。

- ・男性職員の育児休業取得率および平均取得期間の向上（取得率3割、平均取得期間1か月向上）
- ・男性職員の看護休暇取得率の向上

<対策>

- 2024年4月～ 男性職員育児休業対象者数の把握方法を検討・実施
- 2024年8月～ 全職員に男性職員看護休暇および育児休暇取得促進リーフレットの配布
- 毎年度 男性職員の育児休業取得率・取得期間、看護休暇取得率を把握  
向上が見られない場合
  - ①リーフレットにて再周知
  - ②職員に対し育児休業等についての学習会を開催

目標2：病気治療休暇（がん治療休暇・不妊治療休暇）を取得しやすい環境を整える。

<対策>

- 毎年8月～ 前年度病気治療休暇の取得状況を把握する
- 毎年8月～ 病気治療休暇について職員に対しアンケートを実施する
- 毎年度 アンケート結果を元にリーフレットを作成し周知する

目標3：職業生活と家庭生活との両立を支援するため、看護休暇および介護休暇を取得しやすい環境を整える。

- ・看護休暇を利用している職員数の向上（3%向上）
- ・介護休暇の取得件数を向上させる（10件以上）

<対策>

- 毎年4月～ 前年度の看護休暇および介護休暇の取得状況を把握
- 毎年8月～ 看護休暇および介護休暇の取得促進リーフレットの配布
- 毎年度 向上が見られない場合
  - ①リーフレットにて再周知
  - ②看護休暇および介護休暇に関するアンケートの実施